

令和8年度『高校生おおはさま留学生候補者』選考基準

1 目的

高校生おおはさま留学生候補者を選考するに当たり、その基準を定めるものとする。

2 選考委員

選考委員は、教育部長、大迫総合支所長その他市長が認めた者とする。

3 選考日

選考日は、申込書類（高校生おおはさま留学生申込書及び学業成績証明書）受理後、市長が定める。

4 選考方法

選考は、申込書類の審査及び面接（申込者及び保護者）により行う。

5 選考基準

- (1) 心身ともに健康で、学習に意欲的であること。
- (2) 生活態度が良好で、自立した生活を送ることができること。
- (3) 周りの人と良好な関係を築き、高校生活に意欲的であること。
- (4) その他総合的判断

6 選考結果

上記選考基準に基づき、8名以内を高校生おおはさま留学生候補者として決定する。